

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 身体障害者福祉法に基づき、同法で定める身体上の障害がある者に対して身体障害者手帳を交付し、身体障害者手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の説明】 (具体的内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・身体障害者手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、審査及び届出に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務 ・障害の状態に変化が予想される場合の再認定を受けるべき旨の通知に関する事務 </p>
③システムの名称	Webrings、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、身体障害者手帳発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠):なし</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第6号へ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市 総務部 法制契約課 審査請求・市政情報センターG 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市役所 福祉部 障がい福祉課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-3275

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ-5②所属長の役職名	障がい福祉課長 岸本 敏和	障がい福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1及びⅡ-2いつ時点の計数か	平成28年3月31日	平成31年2月28日	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): なし (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第12条第1号ハ、第3号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第22条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第53条第2号イ、第53条第3号イ	(別表第二における情報照会の根拠): なし (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、第2号ホ、第4号ト、第6号ホ、第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号イ、第30条第4号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第9号ハ、第59条の2第1号ト	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月1日	Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): なし (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、第2号ホ、第4号ト、第6号ホ、第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第9号ハ、第59条の2第1号ト	(別表第二における情報照会の根拠): なし (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第6号へ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号イ、第30条第4号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那覇市 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-862-9930	那覇市 総務部 法制契約課 審査請求・市政情報センターG 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-869-8191	事前	
令和2年2月1日	Ⅱ-1及びⅡ-2いつ時点の計数か	平成31年2月28日	令和2年2月1日	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): なし (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第6号へ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト	(別表第二における情報照会の根拠): なし (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第6号へ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト	事後	